

古河市スポーツ協会 広報委員会規程

第 1 章 総 則

第1条 この規程は、古河市スポーツ協会（以下「スポ協」という。）会則第4条第3項の規定に基づき、スポ協の広報発信力強化を目的として、広報委員会を設置する。

第 2 章 審 議 事 項

第2条 広報委員会は、次の事項を審議し、常任理事会に意見を具申するとともに、常任理事会の諮問に応ずる。

- (1) スポーツ振興の宣伝啓発に関すること。
- (2) 広報誌発行に関すること。
- (3) スポ協HPの構築のための調査及び企画に関すること。
- (4) その他本会広報一般及びスポーツ情報関係事業に関すること。

第 3 章 委 員

第3条 広報委員会に、次の役員を置く。

委員長 1名
委員 若干名

第4条 委員長は、副会長の中から会長が委嘱する。

2 委員は、委員長がスポ協役員及び加盟団体の中から推薦する者を、常任理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

第 4 章 任 期

第5条 委員の任期は、会長が定める。ただし、再任を妨げない。

第 5 章 会 議

第6条 広報委員会の会議は、委員長が招集して、その議長となる。

2 広報委員会の議事は、委員の合意により決定する。

第7条 この広報委員会に、会議の決議を経て、必要な部会を設けることができる。

付 則

この規程は、平成27年12月22日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。